



平成 25 年 12 月 17 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 オ ー プ ン ハ ウ ス
住 所 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 二 丁 目 4 番 1 号
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 荒 井 正 昭
(コード番号：3288 東証第一部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 本 部 長 今 村 仁 司
TEL. 03-6213-0776

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 14 日開催の取締役会において、平成 25 年 12 月 26 日開催予定の第 17 回定時株主総会に、下記の通り「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加

今後、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に定める住宅瑕疵担保責任保険法人の取次店としての事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。

(2) 補欠監査役に関する規定の新設

法令で定める監査役の員数が欠けることになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

(3) 附則の削除及びその他

その他、不要な附則を削除するとともに、軽微な文言、条数及び項数の加除修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社の株式・持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) ~ (8) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(9) 前各号に付帯関連するコンサルティング業</p> <p>(10) その他前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(監査役を選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (8) (現行どおり)</p> <p>(9) <u>住宅瑕疵担保責任保険、住宅の検査・審査・評価・証明、住宅履歴等の取次業務</u></p> <p>(10) 前各号に付帯関連するコンサルティング業</p> <p>(11) その他前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(監査役を選任)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催される定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>附則</u></p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社において取扱わない。</u></p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>任期满了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p>

3. 今後の予定

定款変更のための定時株主総会開催日

平成 25 年 12 月 26 日

定款変更の効力発生日

平成 25 年 12 月 26 日

以上